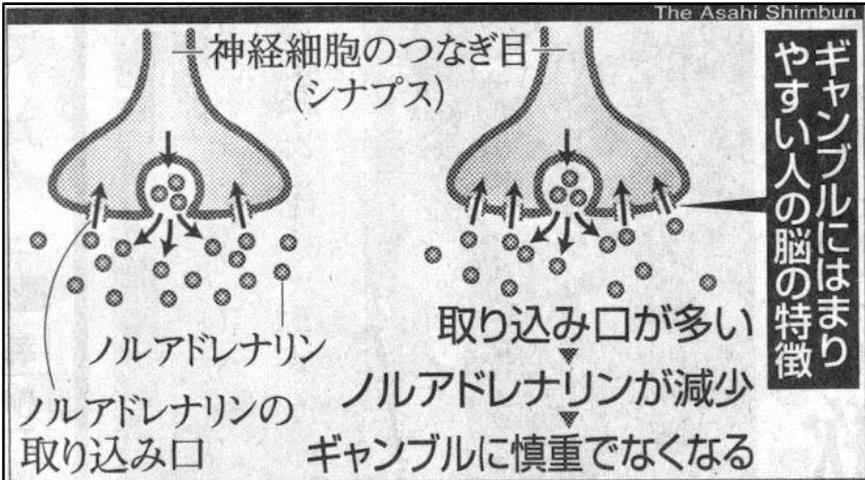


「あいつはキモが太い」といわれる人は、「性格」ではなく

脳の中にある細胞の穴の数の違いによるのではないかと



▲朝日新聞2012年2月22日 (朝刊・大阪)

「ノルアドレナリン」とは、ストレスを受けたときにでて、心拍数や血圧を上げ、覚醒や集中を促す情報伝達物質。取り込み口が多いと、ドキドキ感が減少し、ギャンブルの負けに鈍感になると思われる。

ギャンブル依存は不治の病？ではなく、原因の発見は解決への道と・・・

「アイツは肝が太い、怖いもの知らずや」と驚嘆される人が、時たまいます。アイツは、神経一本抜けてるんじゃないか」とも・・・

最近の脳の働きや仕組みの研究成果によると、どうやら、そういう人は、神経が一本抜けているのではなく、脳神経細胞の構造が、少し変わっているということになったようです。

ギャンブルにのめり込み、晩の飯代を賭け、明日の

飯代も賭けるとなると、たいていの人は不安になって、こらでやめておこうとなるものです。そこで歯止めがきかない人は、脳の仕組みが少し変わっていて、あまり不安やストレスを感じない体質であることが判つたそうです。

最近の研究では、ギャンブル好きが、「依存症」にまでなるのは、脳の中の神経細胞のつなぎ目(シナプス)の形(穴の数の多少)に関係があるのだそうです。

ということになると、これはもう、生まれついでのことだから、ギャンブル依存は治らない。このまま、ギャンブル三昧で死ぬしかない、という結論になりそうですが、原因が分かれば、対処のしようも出てくるのが世の常ですから、そう、あきらめたものでもありません。

シナプスには、可塑性があつて、刺激の持続によって伝達効率が増えたり減ったりするそうです。ギャンブルをし続ければ、益々「ノルアドレナリン」の吸収効率が増大し、ますますドキドキ感から遠ざかり、マヒするということになります。ただし、適切な刺激を与えれば、コントロールできることも知られているので、今後は、適切な刺激の与え方の研究が進むものと思われれます。

薬を飲めば、ギャンブルの刺激が普通の人並みに怖くなるのは、いつの日に可能となるのか。それは不明です。「なんだ、それではなんにもならん。先のことより、今すぐが問題なんだ。今すぐ、ワシの性格、生活を変える方法がないと、生活を立て直すなんて不可能だ」

まあ、そうですが、嗜好や性癖でなく、脳の一部の働きのせいと理解できれば、精神で押さえ込むという方法が考えられます。

ナマコを最初に食べた人は、多分、こういった脳を持つ人だったでしょう。食文化を豊かにした功労者といえます。河豚についても、そうだといえます。ただし、河豚については犠牲者も多く出たと思われまます。その積み重ねで、河豚の危険部位が特定されたし、素人は手を出さない。脳が不安を感じなくても、世間知が不安を教え、行動を抑制しているといえます。

ギャンブルも同じ事、破綻例はたくさんある。自分と他人とを比較しても、異常なのめり込みは自覚できると思いません。(ギャンブル仲間同士での、「アイツよりまし」的な比較は無意味です。「目クソ鼻クソを笑う」のたぐいです。)

脳の働きが人と違うと認識すれば、ギャンブルにのめりこむ怖さを、想像で増幅することもできるのでは・・・。

市更相は釜ヶ崎（あいりん地域）の福祉相談窓口です。

夜間宿所利用・炊き出し利用、センター周辺や公園での野宿・仮小屋生活から、アパート生活へ！

市立更生相談所（市更相）は、釜ヶ崎（あいりん地域）内の簡宿利用者、夜間宿所利用者、そして、地区内で野宿する人を担当する福祉の相談窓口です。

役所は管轄（縄張り）にこだわりますから、市更相の窓口で「天王寺公園で寝ていた」というと、「天王寺区役所で相談して下さい」といわれます。「鶴見橋商店街で寝ていた」というと、「西成区役所へ行って下さい」といわれます。

この点、相談に行く前に、しっかり確認しておいて下さい。

最低でも、相談に行く前の晩は、夜間宿所かセンター周辺あるいは山王・太子など市更相周辺で寝泊まりしていたことが必要です。地区内の簡宿に止まっている人が、わざわざ野宿していく必要はありません。

1) 医療相談

体の調子の悪い人は、医者を紹介してもらえます。大概は医療センターです。

2) 施設相談

2～3日、三食風呂付きで体の調子を整えたい人は、三徳寮の生活ケアセンターの利用を相談してみてください。

2～3日でなく、長期に施設に入って、体力の回復や過度の飲酒やギャンブル依存などの悪い生活習慣を改善したい人は、長期の寮（生活保護施設）への入所を相談しましょう。生活保護の中の施設保護です。

たい人は、長期の寮（生活保護施設）への入所を相談しましょう。生活保護の中の施設保護です。

3) 居宅確保相談

住居のない人が、アパートやマンションを借りて、生活保護の中の居宅保護を申請することができます。この場合は、

医療相談でも施設の相談でもなく、居宅保護の相談であることをはっきり、職員に伝える必要があります。